

学費納入<口座振替>についてのよくあるご質問 Q&A

Q 1. 口座振替とはどのようなものですか。

A 1. 公共料金等の自動引き落としと同様に、登録いただいた振替口座から振替指定日に自動的に授業料等を引き落とすものです。また、ご登録いただいた口座は「授業料等の返還（高等教育の修学支援新制度他）」に際しての振込口座として利用させていただきます。

Q 2. 学費が口座から引き落とされるのはいつですか。

A 2. 前期は4月27日(初年度は6月27日)、後期は10月27日に引き落としを行います。ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日が振替日となります。

Q 3. 口座の登録はどのように行うのですか。

A 3. 「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、学費窓口宛に郵送または持参のうえ提出してください。

Q 4. 登録作業に必要なものは何でしょうか。

A 4. 口座引落を希望される預金通帳と、銀行届出印をお手元にご用意いただき、「預金口座振替依頼書」をご記入ください。

また、以下の情報についても必要となりますので、あらかじめご用意ください。

新入生⇒①受験番号②入学生の氏名 ③本学に届け出予定の保証人の氏名

在学生⇒①学籍番号②学生の氏名 ③本学に届け出ている保証人の氏名

Q 5. 引き落としの前に、案内等がありますか。

A 5. 3月下旬に前期の「口座振替日のご案内」、9月下旬に後期の「口座振替日のご案内」を送付します。

Q 6. 引き落とし実施後、通帳にはどのように表示されますか。

A 6. 一部の金融機関を除き「サガビガクヒ」と印字されます。

Q 7. 振替指定日に引き落としが実施されませんでした。どうすればよいですか。

A 7. 預金残高不足等により口座振替を行えなかった場合は、翌月の27日（金融機関が休業の場合は翌営業日）に再度引き落としを行いますので、振替日の前日までに入金しておいてください。

Q 8. 高等教育の修学支援新制度に現在申し込んでいる場合でも、振替指定日に授業料が引き落とされるのでしょうか。

A 8. 支援区分決定後に口座振替を実施しますので、引き落とされることはありません。判定結果通知と

ともに口座振替日等を案内します。すでに採用となっている方は延納届を提出いただいた後、前期は7月27日、後期は1月27日に口座振替を行います。

Q9. 延納・分納を希望する場合も登録作業は必要ですか。

A9. 口座振替の登録をお願いします。また、延納・分納については別途届け出が必要となりますので、学費窓口へご相談ください。

前期の延納・分納届出の〆切は4月15日まで

後期の延納・分納届出の〆切は10月15日まで

Q10. 延納・分納願を提出した場合、振替指定日はいつ頃になるのでしょうか。

A10. 下記をご参照ください。

<分納の場合>

	分納1回目	分納2回目	分納3回目
前期	5月27日	6月27日	7月27日
後期	11月27日	12月27日	1月27日

<延納の場合>

	延納期日
前期	7月27日
後期	1月27日

Q11. 休学または退学を申請していますが、その場合、学費は引き落とされるのでしょうか。

A11. ①口座振替データ確定日（前期：4月上旬、後期：9月中旬）より前の申請であれば引き落とされません。

②データ確定日以降の休学・退学の申請であれば、引き落としされる場合がありますので、学費窓口までお電話にてお問合せください。（管理運営グループ 学費窓口 tel.075-864-7865）

Q12. 登録期限までに口座登録ができませんでした。どうすればいいですか。

A12. あらためて連絡しますので、しばらくお待ちください。

Q13. 登録する口座は、学生本人名義の口座にした方がいいですか。

A13. 引き落とし口座の名義人は、学生ご本人又は学費負担者（保護者等）いずれの方でも差支えありません。

Q14. 一度登録した口座を変更したいのですが、どうすればいいですか。

A14. 改めて「預金口座振替依頼書」をご記入のうえ、学費窓口宛に提出ください。また、「預金口座振替依頼書」は本学 Web サイトよりダウンロードが可能です。

Q15. 口座振替案内が届いた後に引き落とし口座を変更したいと思った場合、どのようにしたらよいでしょうか。

A15. 口座振替案内が届いた時点で、金融機関側に引き落としデータが渡っておりますので引き落とし口座の変更はできません。ご登録口座からの引き落としに支障がある場合、学費窓口にご相談ください。

Q16. 振替口座の登録は毎年する必要がありますか。

A16. 1回登録していただければ、登録内容に変更が生じない限り、卒業・修了まで再度登録する必要はありません。

Q17. 口座登録ができません。

A17. やむを得ず口座登録ができなかった場合には、「学費等振込依頼書」を送付しますので、学費納入期限日または納入猶予期限日までに金融機関の窓口で手続きしてください。翌期の学費納入の際には口座登録をお願いします。